

◎岡山家庭裁判所規則第一号

岡山家庭裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月九日

岡 山 家 庭 裁 判 所

岡山家庭裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則

岡山家庭裁判所裁判官会議規則（平成十五年岡山家庭裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を次のように改める。

- 2 前項第四号の委員の任期は一月一日から十二月三十一日までの一年とする。同委員が欠けたときはの後任者の任期は、前任者の残任期とする。

附 則

この規則は、令和四年十二月九日から施行する。

岡
山
家
庭
裁
判
所
長
永
井
尚
子